

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の概要

総務省
平成20年4月

1 改正理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号。以下「法」という。）の施行に伴い、地方法人特別税に係る納付額、延滞金等の額の計算方法等を定める必要がある。

2 改正内容

(1) 地方法人特別税及び法人の事業税に係る納付額の計算方法

地方法人特別税及び法人の事業税の納付があった場合には、納付額を賦課又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税の額であん分することとされている（法第12条）が、そのあん分額に1円未満の端数がある場合等は、その端数金額を四捨五入する。

(2) 地方法人特別税及び法人の事業税に係る延滞金等及び還付加算金の額の計算方法

地方法人特別税及び法人の事業税に係る延滞金等及び還付加算金の計算は、その合算額によって行い、合算額によって算出された延滞金等及び還付加算金を地方法人特別税及び法人の事業税の額であん分することとされている（法第15条）が、そのあん分額に1円未満の端数がある場合等は、その端数金額を四捨五入する。

(3) 地方法人特別税の国への払込み

都道府県は、地方法人特別税の払込みを行う場合には、地方法人特別税の納付額その他必要な事項を国に通知する。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成20年10月1日